

事 務 連 絡
平成23年8月12日

関係県教育委員会社会教育施設主管課御中

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

東日本大震災に係る建物補修復旧及び土地復旧の実施設計並びに
建物新築・補修復旧及び土地復旧の工事監理について

東日本大震災に係る建物補修復旧及び土地復旧の本工事及び附帯工事に要する実施設計、並びに建物新築・補修復旧及び土地復旧の工事監理の取扱いについては、「東日本大震災に係る文部科学省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領の取扱いについて（通知）（平成23年6月24日23生社教第7号）」の別紙第6により、下記によるものとする。

なお、事務処理に遺漏のないよう、域内の特定被災地方公共団体の指定を受けた市町村に対しても周知していただくようお願いします。

記

○ 建物補修復旧及び土地復旧の実施設計

建物補修復旧及び土地復旧（法面崩落など）において、現地の被災状況を踏まえ、実施設計を外部に委託せざるを得ない場合には、実施設計（設計に係る調査を含む）に要する経費について、現地適正価格によることができる。

なお、この経費は復旧工事費に含めるものとする。

○ 建物新築・補修復旧及び土地復旧の工事監理

建物新築・補修復旧（大規模など）及び土地復旧（法面崩落など）において、現地の被災状況を踏まえ、工事監理を外部に委託せざるを得ない場合には、工事監理に要する経費について、現地適正価格によることができる。

なお、この経費は復旧工事費に含めるものとする。

（参考）

「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日18文科施第188号文部科学大臣裁定）」の第1の14及び15

【問い合わせ先】

社会教育課公民館振興係

電話03-6734-2974

FAX 03-6734-3718

E-mail:syakai@mext.go.jp

東日本大震災に係る建物補修復旧及び土地復旧の実施設計及び
建物新築・補修復旧及び土地復旧の工事監理について (Q & A)

○ 建物補修復旧及び土地復旧の実施設計

建物補修復旧及び土地復旧（法面崩落など）において、現地の被災状況を踏まえ、実施設計を外部に委託せざるを得ない場合には、実施設計（設計に係る調査を含む）に要する経費について、現地適正価格によることができる。

なお、この経費は復旧工事費に含めるものとする。

Q 建物補修復旧及び土地復旧（法面崩落など）の実施設計（設計に係る調査を含む）に要する経費について、どのようなものが対象となるのか。

A 建物の補修復旧及び土地復旧（法面崩落など）を実施するために、実施設計を外部に委託した場合において、設計に係る業務（調査業務を含む）はすべて対象とする。ただし、事業計画書作成のためだけの業務については対象外とする。

Q 現地適正価格とはどのようなものを指すのか。

A 見積り等により算出した実施設計業務の経費を指す。なお、経費の内訳が分かる資料を事業計画書に添付する。

記載例（補修復旧の場合）

直接工事費、共通仮設費の計	(A)
諸経費	(B) = (A) × 15%
実施設計費	(C)
工事価格（工事費計）	(D) = (A) + (B) + (C)
消費税相当額	(E) = (D) × 5%
工事費合計（復旧工事費）	(F) = (D) + (E)

○ 建物新築・補修復旧及び土地復旧の工事監理

建物新築・補修復旧（大規模など）及び土地復旧（法面崩落など）において、現地の被災状況を踏まえ、工事監理を外部に委託せざるを得ない場合には、工事監理に要する経費について、現地適正価格によることができる。

なお、この経費は復旧工事費に含めるものとする。

Q 建物新築・補修復旧（大規模など）及び土地復旧（法面崩落など）の工事監理に要する経費について、どのようなものが対象となるのか。

A 復旧を行う際に技術を要するもの、1自治体において災害復旧件数が多く対応が不可能なもの、件数は多くないが個々の工事規模が大きく対応が不可能なものを対象とする。

Q 現地適正単価とはどのようなものを指すのか。

A 見積り等により算出した工事監理業務の経費を指す。なお、経費の内訳が分かる資料を事業計画書に添付する。

記載例（補修復旧の場合）

直接工事費、共通仮設費の計		(A)
諸経費	$(B) = (A) \times 15\%$	(B)
工事監理委託費		(C)
工事価格（工事費計）	$(D) = (A) + (B) + (C)$	(D)
消費税相当額	$(E) = (D) \times 5\%$	(E)
工事費合計（復旧工事費）	$(F) = (D) + (E)$	(F)

公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（抄）

平成18年7月13日18文科施第188号文部科学大臣裁定

第1 用語の意義

14 本工事費（義務法4条，災害法4条）

本工事に要する経費（基本設計（国庫負担金等の対象となる基本設計に限る。以下同じ。），実施設計及び工事監理委託並びに耐力度の測定（国庫負担金等の対象となる耐力度の測定に限る。以下同じ。）及び耐震診断（国庫負担金等の対象となる耐震診断に限る。以下同じ。）に要する経費を含む。）をいう。建物については，その躯体工事（基礎，軸組，床組，小屋組，壁体等），仕上げ関係工事（屋根，天井，建具，造作，内外装，諸仕上げ等）及び雑工事並びに解体撤去工事（国庫負担金等の対象となる解体撤去工事に限る。）及び仮設建物工事（国庫負担金等の対象となる仮設建物工事に限る。）に要する経費がその例である。なお，雑工事には学校建物に一般的に付随するもので，建物の部分として工事される黒板，掲示板，流し，棚，鏡，教室等の室名札，はきもの，雨具，カバン等の物入れ，物掛け，換気扇，排気天蓋がい，犬走り，テラス，犬走り・テラスに付属する足洗い場・水飲み場等の工事を含める。

ただし，学校家具，備品とみなされるもの（つくえ・いす・実験機の類，ダンス，カーテン等）は，原則として，本工事費には含めない。

15 附帯工事費（義務法4条，災害法4条）

附帯工事に要する経費（基本設計，実施設計及び工事監理委託並びに耐力度の測定及び耐震診断に要する経費を含む。）をいう。建物については次表左欄の電気照明，給水等の附帯工事と同表右欄に示すものがその例である。

国庫補助内定事業の変更報告書

平成 年 月 日付け 号により国庫補助事業の内定を受けた事業を下記のとおり変更しますので、報告します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

施設名	事業名	当								初				変				後					
		構造	面積	単価	事業に要する経費	補助率	国庫補助金	負担率	国庫負担金	補助率	国庫補助金	負担率	国庫負担金	補助率	事業に要する経費	補助率	国庫補助金	負担率	国庫負担金	補助率	国庫補助金	負担率	
			円	円	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円

(注) 1 変更の理由はできるだけ詳細に記入する。なお、別紙として理由書を作成してもよい。
 2 国庫負担対象事業費積算内訳書(変更後に変更前に併記し明示する。)を添付する。

国庫補助金交付決定の内容変更承認申請書

平成 年 月 日付け 号により国庫補助金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおりその内容を変更したいので、承認して下さるよう関係資料を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

施設名	事業名	当							初							後							
		構造	面積	単価	事業に要する経費	補助率	国庫補助金	負担率	国庫負担金	補助率	国庫補助金	構造	面積	単価	事業に要する経費	補助率	国庫補助金	負担率	国庫負担金	補助率	国庫補助金	引当補助金	
その他施設																							
計																							

- 3 変更により減額すべき国庫負担金
- 4 返還を要する国庫負担金

(注) 1 別表、国庫負担対象事業費概算内訳書及び設計図（内訳書については、変更後に変更前に併記し明示し、設計図については変更前を黒で、変更後を赤で記入。）を添付する
 2 変更の理由はできるだけ詳細に記入する。なお、別紙として理田書を作成してもよい。
 3 交付決定の単位の中に変更を要しない施設がある場合は、それらの施設を一括「その他施設」として経費等を記入する。
 4 作成方法は様式2に準ずる。

様式5

平成 年 月 日

文部科学大臣又は都道府県教育委員会 殿

都道府県知事又は市町村長名 印

工期延長報告書

平成 年度において公立社会教育施設災害復旧費国庫補助金の交付の決定を受けた事業について、年度内に工事を完成することができなくなりましたので、下記のとおり工期を延長することを報告します。

記

施設名	事業名	着年月日	年度末割合	工事完成予定年月日	工事遅延の理由
			%		

(注) 遅延の理由はできるだけ詳細に記入する。なお、理由書は別紙として作成してもよい。